

若桜町監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年10月30日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 梶原 明



記

定期監査報告

- | | |
|----------------|---|
| 1 監査の実施日 | 令和7年10月29日（水）農業委員会、経済産業課 |
| 2 実施場所 | 役場3階 全員協議室 |
| 3 監査の方法と
範囲 | (1) 農業委員会、経済産業課の所管事務のうち、次の事務について、職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること |
| 4 監査の着眼点 | (1) 所管する工事や事業の進捗状況は適当か。
(2) 契約の履行が確実に行われているか。
(3) 随意契約による理由は適正か。
(4) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
(5) 検査、検収は確実に行われているか。
(6) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。
また、それらの内容は適正か。 |
| 5 監査の結果 | 3 (1) ①②③について、特に指摘事項なし。 |

以上